
鋼船規則検査要領

W 編 船橋視界

要
領

2006 年 第 1 回 一部改正

2006 年 10 月 3 日 達 第 62 号
2006 年 7 月 6 日 技術委員会 審議

2006年10月3日 達 第62号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

W 編 船橋視界

W2 船橋視界

W2.1 船橋視界

W2.1.2 死角

現行規定を次のように改める。

船舶の目的上必要なマスト、クレーン等の構造物により、規則 W 編 2.1.2 の要件を満たせない場合には、これらの構造物により死角となる範囲を監視できるよう、正規の監視場所から 5 m を超えない範囲で、両舷に 2 つの追加の監視場所を設けること。この場合、追加の監視場所の前方に設ける窓は、規則 W 編 2.2.1-4.によること。

附 則

1. この達は、2006年10月3日から施行する。